

平成 26 年 9 月 25 日

三菱重工業株式会社及び株式会社 IHI の 産業競争力強化法に基づく特定事業再編計画を認定しました

経済産業省は、本日、三菱重工業株式会社及び株式会社 IHI から提出された産業競争力強化法に基づく「特定事業再編計画」を認定しました。

当該計画は、世界的に航空機エンジン市場の拡大が見込まれる中、エンジン部品における生産連携体制の構築や経営資源の結集等を通じて国際競争力を高めることで、同分野における需要の拡大を目指しています。

1. 特定事業再編計画の認定

三菱重工業株式会社及び株式会社 IHI から提出された「特定事業再編計画」について、産業競争力強化法第 26 条第 4 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 12 項に規定する特定事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「特定事業再編計画」の認定を行いました。

今回の認定により、三菱重工業株式会社及び株式会社 IHI の事業再編(三菱重工業株式会社の民間航空エンジン事業を会社分割・承継する形で、平成 26 年 10 月 1 日に「三菱重工航空エンジン株式会社」を発足予定)に伴う登録免許税の軽減措置及び事業再編促進税制を受けることが可能となります。

2. 特定事業再編計画の実施時期

開始時期 平成 26 年 10 月 ～ 終了時期 平成 36 年 9 月

3. 申請者の概要

名 称:三菱重工業株式会社
資 本 金:2,656 億円(2014 年 3 月 31 日現在)
代 表 者:取締役社長 宮永 俊一
本社所在地:東京都港区港南二丁目 16 番 5 号

名 称:株式会社 IHI
資 本 金:1,071 億円(2014 年 3 月 31 日現在)
代 表 者:代表取締役社長 斎藤 保
本社所在地:東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号

(参考)法律・関連した支援制度の詳細は下記特設 URL をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局航空機武器宇宙産業課長 飯田

担当者: 吉瀬、安良岡

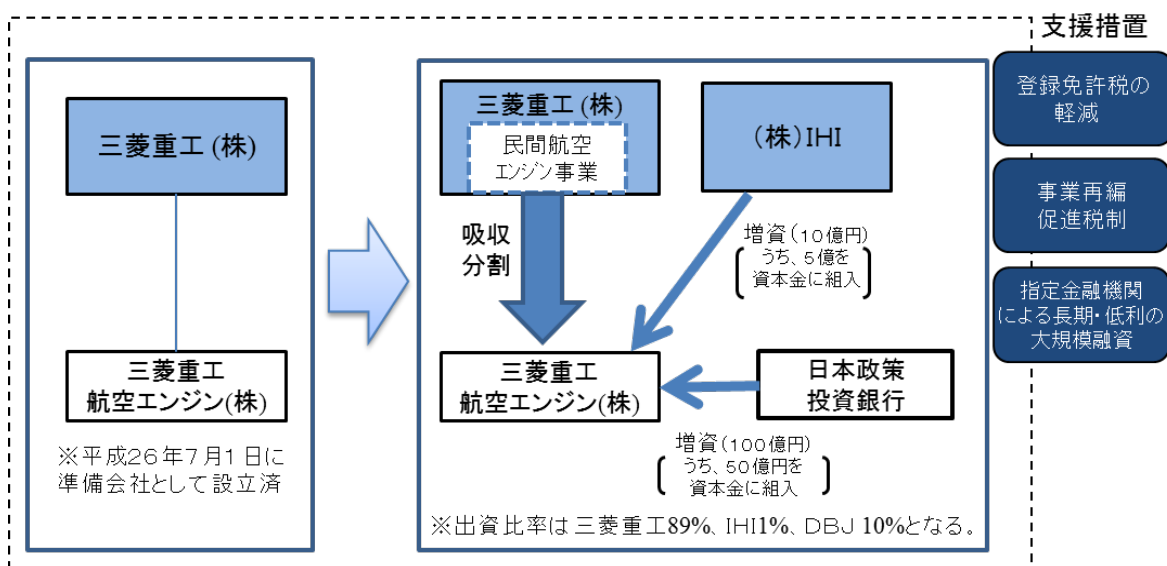
電 話:03-3501-1511(内線 3841)

03-3501-1692(直通)

三菱重工業株式会社と株式会社 IHI の特定事業再編計画のポイント

三菱重工業株式会社は、10月1日に民間航空エンジン事業を完全子会社である三菱重工航空エンジン株式会社(平成26年7月1日設立済み)に譲渡するとともに、株式会社 IHI と日本政策投資銀行からの出資を受け入れる。

当該計画により、エンジン部品における生産連携体制の構築や経営資源の結集等を通じて国際競争力を高めることで、航空機エンジン分野における需要拡大を図る。



【生産性の向上】

- ・有形固定資産回転率を平成28年度までに23%向上させる。

【新たな需要の相当程度の開拓】

- ・製品1単位あたりの製造原価を平成28年度までに21%削減させる。またこのような取組により外国における需要を開拓する。

【経営支援】

- ・航空機エンジン分野における設計技術・生産技術等の知見を有する役職員の派遣
- ・ガスタービン関連技術における研究開発を受託
- ・資材調達業務及び管理業務の一部を受託
- ・製造工程の一部について受託
- ・低圧タービンプレードの製造の生産を受託

【計画の実施期間】

- ・平成26年10月～平成36年9月

様式第二十七（第18条関係）

認定特定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成26年9月25日
2. 認定事業者名
三菱重工業株式会社、株式会社IHI
3. 認定特定事業再編計画の目標
 - (1) 特定事業再編に係る事業の目標
三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工」という）、株式会社IHI（以下、「IHI」という）の2社は、今後伸長が見込まれる民間航空機用エンジン事業分野での提携の可能性について協議してきた結果、両社の関係深化が重要との認識の下、三菱重工が事業分割により設立する三菱重工航空エンジン株式会社（以下、「三菱重工航空エンジン」という）に資本参加するとともに、長期に亘る生産協力体制を構築することで合意に至った。国際共同開発が主流となっている当該分野において、今回の協業を通じ国際マーケットでの存在感を高めるべく競争力強化に努めていく。
三菱重工航空エンジンでは、特に生産量の増加が見込まれる低圧タービンプレードにおいてIHI相馬工場との生産連携を進めることにより、年間100万枚と世界的にも有数の生産能力を持つIHIの製造ノウハウを生かし、設備能力を最大限活用できる体制の構築を図る。また、三菱重工航空エンジンの本社工場（愛知県小牧市）をマザー工場として再定義し、経営資源を技術開発やサプライチェーン構築に集約することにより、得意分野である燃焼器の微細穴明け加工技術等、製造要素技術の基盤整備を行う。更には、三菱重工航空エンジンで培った生産プロセスの一部を、中小企業連合からなる民間航空機エンジン部品の製造に係る産業クラスタを形成し、開示することで、他業種との融合を促進することにより産業の裾野拡大とコスト競争力の強化を両立出来る体制を構築する。
 - (2) 生産性の向上を示す数値目標
計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成28年度には平成25年度に比べて、有形固定資産回転率を23%向上させることを目標とする。
4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容
 - (1) 特定事業再編に係る事業の内容
 - ① 特定事業再編により行う事業
民間航空機用エンジン及び部品・部分品の設計、製造、販売、修理に関する事業
民間航空機用エンジン部品の製造に係る産業クラスタの形成

<組み合わせる経営資源の内容>
 - ・三菱重工
民間航空エンジンの製造拠点である名古屋誘導推進システム製作所の一部を含んだ当該事業部門を、準備会社として設立した三菱重工航空エンジンに吸収分割
 - ・IHI
特定会社への金銭出資

なお、当該特定事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にはなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

② 組み合わせる経営資源を一体的に活用する方策

三菱重工が準備会社として完全子会社となる三菱重工航空エンジンを設立する。その後、三菱重工航空エンジンは、I H I 及び日本政策投資銀行を引受先とする第三者割当増資を実施する。これにより、三菱重工航空エンジンの出資比率を三菱重工89%、I H I 1%、日本政策投資銀行10%とすることで、3社が有する経営資源を組み合わせる。

(事業構造の変更)

・吸収分割による対象事業の承継

〈吸収分割会社〉

名称：三菱重工株式会社

住所：東京都港区港南二丁目16番5号

代表者：取締役社長 宮永 俊一

資本金：265,608百万円（2014年3月31日現在）

〈承継会社〉

名称：三菱重工航空エンジン株式会社

住所：愛知県小牧市大字東田中1200番地

代表者：代表取締役 島内 克幸

資本金：20百万円

（効力発生日に合わせて資本金を500百万円に変更の予定）

設立日：平成26年7月1日

吸収分割契約書効力発生予定日：平成26年10月1日

・三菱重工航空エンジンの出資受入れ

増資額：11,000百万円（うち5,500百万円を資本金へ組み入れ）

増資前の資本金：500百万円

増資後の資本金：6,000百万円

増資の方法：I H I 及び日本政策投資銀行に対する第三者割当増資

増資予定日：平成26年10月1日

(経営支援)

・三菱重工

民間航空エンジンに関する事業部門を分社化して三菱重工航空エンジンを設立し、それに係る技術・ノウハウを承継させるとともに、設計技術、生産技術を始め、同分野に知見のある役職員を派遣する。

研究開発の一部について、ガスタービン関連技術に知見のある高砂研究所を中心に受託して支援を行う。

資材調達業務及び管理業務の一部において受託して支援を行う。

製造工程の一部について受託して支援を行う。

・I H I

低圧タービンブレードに関し、長期的に生産受託し、その製造ノウハウを活用して生産協力による支援を行う。

なお、産業競争力強化法の事業再編の実施に関する指針（以下、「実施指針」）

四イ（１）で定める事項を計画期間中実施することとする。

（新たな需要の相当程度の開拓）

従来、三菱重工とIHIは、それぞれが参画している国際共同開発プログラムの下、独自に技術開発及び生産体制整備を行ってきたが、今回、両社の経営資源及び設備能力を最大限活用することにより、コスト競争力の強化を果たすことを目標としている。

具体的には、低圧タービンプレードについて、平成26年度よりIHI相馬工場への長期的な生産委託を開始し、その世界的に有数の生産能力及び製造ノウハウを活用して、今後見込まれる生産数量増加に対応する。加えて、サプライチェーンを含めた最適な生産管理体制の構築についても共同して検討を進める。

また、平成27年度には、中小企業連合からなる民間航空機エンジン部品の製造に係る産業クラスタでの量産を開始し、三菱重工航空エンジンで培った生産プロセスを採用させることによりシームレスな運営を行っていく。

これらにより、平成28年度には、製品1単位あたりの製造原価を21%削減することを目標とし、さらに、新興国を中心とした旺盛な需要に迅速に応えることを通じて、外国における売上高伸び率を、54%ポイント以上増加させ、実施指針四イ（４）（i）を満たすこととする。

（２）特定事業再編を行う場所の住所
東京都港区港南二丁目16番5号
三菱重工業株式会社 本社

東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社IHI 本社

愛知県小牧市大字東田中1200番地
三菱重工航空エンジン株式会社

（３）特定会社に関する事項
名称：三菱重工航空エンジン

三菱重工の完全子会社である同社が、IHI及び日本政策投資銀行からの出資を受け入れるため、法2条第12項第2号ニに該当する。

特定事業再編を実施するための措置を実施した後の出資比率：

三菱重工が出資割合の89%を、IHIが1%、日本政策投資銀行が10%を保有する。

（４）特定事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり

5. 特定事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成26年10月

終了時期：平成36年9月

6. 特定事業再編に伴う労務に関する事項

（１）特定事業再編の開始時期の従業員数（平成26年8月時点）

三菱重工（民間エンジン部門）	327名
IHI（相馬第一工場）	447名
三菱重工航空エンジン	0名

（２）特定事業再編の終了時期の従業員数

三菱重工（民間エンジン部門）	16名
I H I（相馬第一工場）	447名
三菱重工航空エンジン	311名

(3) 特定事業再編に充てる予定の従業員数

三菱重工（民間エンジン部門）	16名
I H I（相馬第一工場）	32名
三菱重工航空エンジン	311名

(4) (3)のうち、新規採用される従業員数

15名

(5) 特定事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数	なし
転籍予定人員数	なし
解雇予定人員数	なし

7. 特定事業再編に係る競争に関する事項

特定事業再編により三菱重工の完全子会社である三菱重工航空エンジンに対して I H I が出資をしても、競合する事業分野において、適正な競争は確保される。

別表

特定事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第12項第1号の要件		
<p>ニ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ</p>	<p>・分社型吸収分割による三菱重工航空エンジンへの事業承継</p> <p>① 吸収分割会社 名称：三菱重工業株式会社 住所：東京都港区港南二丁目16番5号 代表者：取締役社長 宮永 俊一 資本金：265,608百万円（2014年3月31日現在）</p> <p>② 承継会社 名称：三菱重工航空エンジン株式会社 住所：愛知県小牧市大字東田中1200番地 代表者：取締役社長 島内 克幸 分割前資本金：20百万円 分割後資本金：500百万円 分割予定日：平成26年10月1日</p> <p>・三菱重工航空エンジンの出資の受入れ</p> <p>① 出資者 名称：株式会社IHI 住所：東京都江東区豊洲三丁目1番1号 代表者：代表取締役社長 斎藤 保</p> <p>名称：株式会社日本政策投資銀行 住所：東京都千代田区大手町一丁目9番6号 代表者：代表取締役社長 橋本 徹</p> <p>② 出資を受け入れる完全子会社 名称：三菱重工航空エンジン株式会社 住所：愛知県小牧市大字東田中1200番地 代表者：取締役社長 島内 克幸</p> <p>完全子会社（一の事業者がその設立の日から引き続き発行後株式の全部を有する株式会社）であることについて 設立日以降の株主 名称：三菱重工業株式会社 住所：東京都港区港南二丁目16番5号 株主の有する株式の数：10株 発行済株式総数：10株 発行済株式総数及び資本金の額については、設立日以降、計画申請直前まで変動なし。</p> <p>③ 出資財産の内訳 第三者割当増資 IHI 金銭出資 1,000百万円 日本政策投資銀行 金銭出資 10,000百万円</p> <p>④ 増加する資本金：5,500百万円 （資本準備金：5,500百万円）</p> <p>⑤ 増資予定日：平成26年10月1日 なお、当該構造変更は、事業再編実施指針四イ（2）に規定するいずれにも該当するものではない</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第3号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法（特定事業再編投資損失準備金）</p> <p>法39条（事業再編円滑化促進業務）</p>

<p>法第2条第12項第2号の要件</p>		
<p>法第2条第11項第2号ロによる外国における相当程度の需要開拓</p>	<p>三菱重工とIHIの経営資源及び設備能力を最大限活用することにより、コスト競争力の強化を果たすことを目標としている。</p> <p>具体的には、低圧タービンプレードについて、平成26年度よりIHI相馬工場への長期的な生産委託を開始し、その世界的に有数の生産能力及び製造ノウハウを活用して、今後見込まれる生産数量増加に対応する。加えて、サプライチェーンを含めた最適な生産管理体制の構築についても共同して検討を進める。</p> <p>また、平成27年度には、中小企業連合からなる民間航空機エンジン部品の製造に係る産業クラスタでの量産を開始し、三菱重工航空エンジンで培った生産プロセスを採用させることによりシームレスな運営を行っていく。</p> <p>これらにより、平成28年度には、製品1単位あたりの製造原価を21%削減することを目標とし、さらに、新興国を中心とした旺盛な需要に迅速に応えることを通じて、外国における売上高伸び率を、54%ポイント以上増加させ、実施指針四イ(4)(i)を満たすこととする。</p>	